

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム(第11回)	資料2
平成23年5月18日	

子どもや家庭の状況に応じた 子ども・子育て支援について(案)

平成23年5月11日 幼保一体化ワーキングチーム(第8回)資料1

1. 子ども・子育て家庭の現状

現在、3歳未満児を持つ家庭の約8割は、保育所等を利用しておらず家庭で子育てを行っており、3歳未満児の約2割は保育所等を利用している。具体的に見ると、例えば、0歳児を持つ家庭の約9割、1歳児を持つ家庭の約7割が、保育所等を利用しておらず家庭で子育てを行っており、年齢が上がるに従って保育所等を利用する割合が増えている。

また、3歳児になると約8割、4歳以上児になるとほとんど全ての子どもが、幼稚園又は保育所等に通っている。

このように、小学校就学前の子どもがいる家庭の状況は、ライフスタイルに応じて、

ア 育児休業期間は保育所等を利用せず家庭で子育てを行い、育児休業期間終了後、保育所等を利用する家庭、

イ 0歳児から保育所等を利用する家庭、

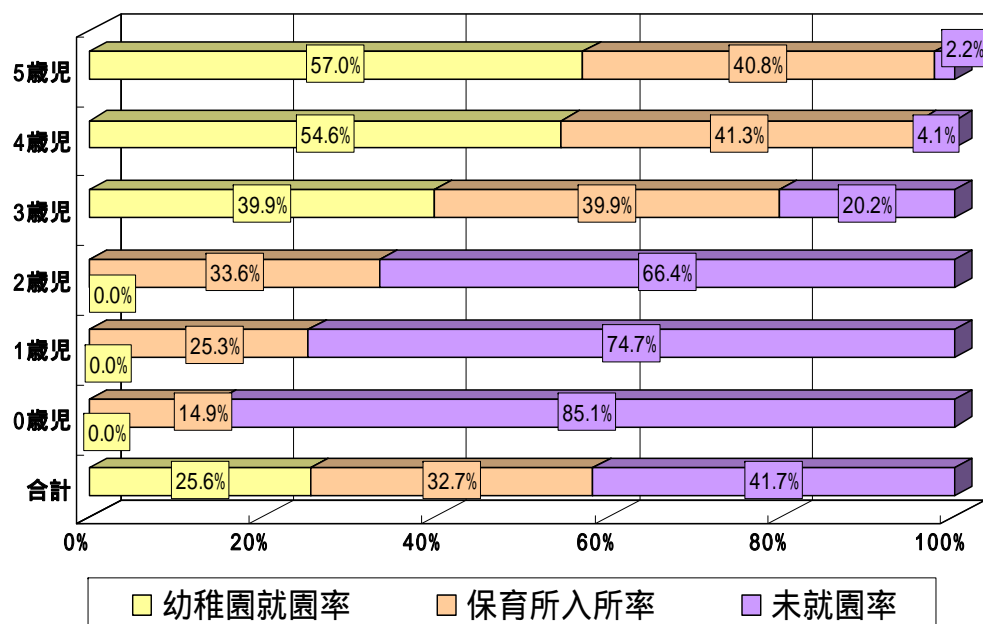
ウ 保育所等を利用せず、家庭で子育てし、満3歳から子どもを幼稚園に通園させるいわゆる専業主婦家庭、

など様々な形態があるものと考えられる。

就学前教育・保育の実施状況（平成20年度）

3歳未満児（0～2歳児）で保育所に入所している割合は約2割
 3歳以上児の大半（4歳以上児はほとんど）が幼稚園又は保育所に通園

就学前教育・保育の実施状況（平成20年度）
 <学年齢別>



	幼稚園 在園者数	幼稚園 就園率	保育所 在所児数	保育所 入所率	推計未就園児数	未就園率	該当年齢人口
0歳児	0人	0.0%	163,500人	14.9%	930,500人	85.1%	1,094,000
1歳児	0人	0.0%	273,500人	25.3%	807,500人	74.7%	1,081,000
2歳児	0人	0.0%	357,000人	33.6%	706,000人	66.4%	1,063,000
3歳児	427,000人	39.9%	427,500人	39.9%	216,500人	20.2%	1,071,000
4歳児	602,000人	54.6%	455,500人	41.3%	45,500人	4.1%	1,103,000
5歳児	645,000人	57.0%	461,000人	40.8%	25,000人	2.2%	1,131,000
合計	1,674,000人	25.6%	2,138,000人	32.7%	2,731,000人	41.7%	6,543,000
うち0～2歳児	0人	0.0%	794,000人	24.5%	2,444,000人	75.5%	3,238,000
うち3歳児～5歳児	1,674,000人	50.7%	1,344,000人	40.7%	287,000人	8.7%	3,305,000

保育所の数値は平成20年度「社会福祉施設等調査」（平成20年10月1日現在）を学年齢別に換算した推計値。
 幼稚園の数値は平成20年度「学校基本調査報告書」（平成20年5月1日現在）より。
 なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部を含む。
 該当年齢人口は総務省統計局による人口推計（平成20年10月1日現在）を学年齢別に換算した推計値。
 「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育所在所児数を差し引いて推計したものである。
 四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

2. 子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援

子ども・子育て家庭については、乳幼児の子育てをしている、育児休業中の家庭、共働き家庭、いわゆる専業主婦家庭など、様々な状況の子ども・子育て家庭がある。

子ども・子育て新システムにおいては、全ての子どもに、良質な成育環境を保障するため、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、必要な「子ども・子育て支援給付(仮称)」を保障する。

具体的には、次に掲げる、それぞれの子ども・子育てのニーズに応じた施設・事業及び給付を保障する。

- ・こども園(仮称)

 - = 指定により、こども園給付(仮称)の対象

- ・小規模保育事業者、家庭的保育事業者、指定居宅訪問型保育事業者等

 - = 指定により、地域型保育給付(仮称)の対象

子どもが満3歳となったとき、子どもが学齢期となったときなどに円滑に切れ目のない支援を行うため、施設間・事業間の連携・提携等の仕組みを検討する。

また、子育てに孤立感・負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育て相談など、必要な支援を行う。

指定対象は、質の担保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。総合施設(仮称)とは、従来「こども園(仮称)」と称していた学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。その名称については、今後検討

子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援(イメージ)

子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
等

= 指定により、地域
型保育給付(仮
称)の対象

それぞれの子ども・子育ての需要に応じた施設・事業及び給付

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを
持つ片働き家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育 + 子育て支援

満3歳以上の子どもを
持つ共働き家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育 + 保育 + 子育て支援

満3歳未満の子どもを
持つ共働き家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育 + 子育て支援

満3歳未満の子どもを
持つ片働き家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

それぞれの子どもや家庭の状況に応じて必要な支援

地域子育て支援拠点事業等

市町村が自ら相談等に応じるほか、こども園(仮称)や、その他の公共施設等を幅広く拠点として行う。

指定対象は、質の担保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。総合施設(仮称)とは、従来「こども園(仮称)」と称していた学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。その名称については、今後検討。